



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	17世紀オスマン朝-ヴェネツィア間の「海賊」をめぐる海上秩序〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	末森, 晴賀
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第15530号
Issue Date	2023-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/89467
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Haruka_Suemori_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）

氏名： 末森 晴賀

学位論文題名

17 世紀オスマン朝－ヴェネツィア間の「海賊」をめぐる海上秩序

・本論文の観点と方法

前近代の地中海上ではしばしば掠奪行為が発生しており、オスマン朝とヨーロッパ諸国間における外交上の焦点の一つとなっていた。本論文は、こうした掠奪をおこなう「海賊」に対応すべくオスマン朝とヴェネツィアの間で取り決められた海上秩序を論じるものである。

前近代のオスマン朝とヨーロッパ諸国の関係は、オスマン朝から諸外国に対して付与されるアフドナーメ（条約）という外交文書で規定されていた。これは、いわゆるカピチュレーションとして通商特権の部分に焦点が当てられてきた文書だが、実は海上秩序に関する規定も含まれている。オスマン朝がヴェネツィアに付与したアフドナーメは、他の諸国に与えられたアフドナーメの範型となっていた。しかし、16 世紀末頃からヴェネツィアに代わってフランス・オランダ・イギリスなどの西欧諸国が地中海交易の主役に転じると見なされてきたため、17 世紀以降のヴェネツィアのアフドナーメに関する研究は手薄なものとなっている。17 世紀は、アルジェ・チュニス・トリポリといったマグリブ（北アフリカ）諸州の私掠船活動が活発化したため、オスマン朝・ヴェネツィア間の海上秩序に新たな動きが見られる時期であり、これを等閑視することはできない。また、従来の研究はアフドナーメの条文分析にとどまるものが多く、海賊対応の場面における規定の適用実態についても明らかになっていない。

本論文は、こうした課題をふまえ、17 世紀のオスマン朝・ヴェネツィア間でどのような海上秩序が形成され、それが実際にどのように適用されていたかを明らかにする。その際、海上秩序を規定するアフドナーメはもちろんのこと、オスマン朝の中央政府やシャリーア（イスラーム法）法廷さらにはパイロ（イスタンブル駐在のヴェネツィア領事）のもとで保管されていたオスマン語（オスマン朝下で用いられたトルコ語文語）による様々な文書史料を活用する。

・本論文の内容

本論文では、まず序において研究史の整理と問題の設定がなされる。

続いて第 1 章において、アフドナーメをはじめとするオスマン朝－ヴェネツィア間の外交文書が 15 世紀後半から 18 世紀前半まで時系列に沿って分析され、「海賊」をめぐる海上秩序がどのように形成されたかが論じられる。その結果、オスマン朝側が「海賊」を処罰しヴェネツィア人捕虜は改宗状況に応じて解放されるという 16 世紀末に確立された原則が 17 世紀以降も基本的には踏襲されていたことが示された。その一方で、マグリブ私掠船問題の深刻化をうけて、17 世紀半ばからアフドナーメとは別にマグリブ私掠船に関する勅書がヴェネツィアに付与され、以後、アフドナーメとともに更新付与されたことも明らかにされた。

第 2 章から第 4 章では、第 1 章の議論をふまえたうえで、アフドナーメや勅書の規定が実際にどのように適用されていたかが時系列に沿って論じられる。用いられる史料は、パイロやオスマン朝中央政府が保管する台帳に記録されていたオスマン語文書で、具体的にはオスマン朝君主から地方官に発せられた勅令やオスマン官人間で交わされた書簡などである。第 2 章はマグリブ私掠船をめぐるアフドナーメ上の規定に変化が現れた 16 世紀末から 17 世紀前半まで、第 3 章はマグリブ私掠船に関する問題が深刻化し新たな秩序形成の動きが見られた 17 世紀前半から後半まで、そして第 4 章はオスマン朝－ヨーロッパ関係の転機であるカルロヴィッツ条約（1699 年）前後の時期を扱う。この結果、全時代を通じて「海賊」対応は、おおむねアフドナーメの原則にのっとりオスマン朝が主導して実施されたことが示された。その一方で、時代ごとの特徴も見受

けられ、17 世紀前半のムラト 4 世期以降は地域社会における在地有力者層の台頭と並行して中央政府を介さない現地レベルの交渉も見られ始めること、同じ頃に深刻化するマグリブ私掠船については捕虜解放や掠奪品の返還はなされても私掠船そのものは処罰の対象とならないことなどが指摘される。また 17 世紀末から 18 世紀初頭になると他地域の「海賊」についても処罰の例が減ることや、同時代の西欧で登場した新たな海上規範の影響が見られることが示された。

第 5 章では、前近代オスマン刑法とオスマン朝の具体的な「海賊」対応との比較が試みられる。これにより、ヴェネツィア人を掠奪したオスマン人「海賊」がオスマン刑法における「匪賊」の一形態として捉えられていたこと、したがってアフドナーメに基づく対外的なオスマン朝の「海賊」対応も、オスマン朝国内における統治制度の枠組みの中に位置付けられることが示された。

ここまでの内容がヴェネツィア人が被害者となった事例を対象としているのに対し、第 6 章以降は逆にオスマン人が被害者となった場合の対応を扱う。第 6 章では、第 2 章・第 3 章で用いたバイロの台帳からオスマン人被害者の事例を抽出し、被害者たちがシャリーア（イスラーム法）法廷やオスマン朝中央政府を頼りとしながら、ヴェネツィアからの対応を引き出そうとしていたことが明らかにされる。

一方、第 7 章では、シャリーア法廷台帳が史料として用いられる。シャリーア法廷は、「海賊」被害にあったオスマン人当事者たちにとって訴訟の場であると同時に、オスマン朝中央政府にヴェネツィアとの交渉を促すために必要な事実確定の証書発行の場でもあった。またシャリーア法廷台帳からは、オスマン朝とヴェネツィア双方の政府が直接交渉を持ちえない戦時においても、被害者たちが様々な手段を通して被害回復を試みていた様子もうかがえる。

最後に結論では、ここまでの議論をふまえて、アフドナーメに基づくオスマン朝主導の「海賊」対応についてまとめたうえで、そうした海上秩序はあくまで平時にのみ機能するものであり戦時には自力救済が被害者に求められたこと、また本論文が対象とする 17 世紀が連続と変化が交錯する過渡期であったことが指摘される。